

【1985年4月8日】「国家公務員等共済組合法等の改正案要綱」について（答申）

国家公務員等共済組合審議会

国家公務員等共済組合審議会答申

「『国家公務員等共済組合法等の改正案要綱』について」

昭和六十年四月八日

本審議会は、昭和六十年二月二十八日付蔵計第三九九号をもって諮問のあった標記の件について鋭意審議を尽くしてきたが、審議会として一致した意見を得るに至らなかったの
で、各側の意見を併記して答申とする。

公益側委員及び使用者側委員の意見は、次のとおり。

公的年金制度は、長期間の拠出を裏付けに受給権を保障する制度であって、そのあり方は加入者やその家族の将来の生活設計に大きな影響を与えるものである。従って、給付と負担の両面にわたって長期的に安定し、世代間及び同一世代内の公平性が確保され、国民に信頼される制度でなければならない。

高齢化社会の到来と年金制度の成熟化を目前にして、公的年金制度の一元化が必要とされるのは、現行の分立する公的年金制度間の整合性を確保し、公的年金制度における所得再分配機能を強化し、さらに全制度を通じての給付と負担の調整を進めることによって、将来にわたって安定的に維持し得る公的年金制度を確立することが喫緊の課題となっているからである。

今回の諮問は、共済組合制度発足以来の大幅な改正であり、組合員及び年金受給者にかなりの影響をもたらすことになる。しかしながら、その内容を検討すると、公的年金制度の一元化を展望しつつ、国家公務員等共済制度も基礎年金制度に加入し、適正な給付水準を定めることにより世代間の公平性を確保し、合わせて長期的に安定した制度に改革しようとするものであり、前記の年金改革の基本的方向からすれば、やむを得ない選択である
と考える。

なお、給付面での制度間の整合性が確保されることに伴って、負担面についても制度間の調整を進めることが必要である。このため、保険料については、その設定基準等について、全公的年金制度を通観する立場から総合的に検討する場を速やかに設けるべきである。

また、財政破綻の状態にある国鉄共済年金に対しては、当面、国家公務員等の共済組合の拠出によって財政調整事業が実施されるが、これは拠出側組合員の負担の増大等から見ても六十四年度までが限度である。従って、それ以後については、全ての被用者年金制度による調整等、緊急の対策が不可欠であることは、本年二月、財政調整事業に関する答申

で本審議会が指摘した通りである。この対策は、年金制度一元化の流れのなかで抜本的に検討されなければならない、政府は、その具体策を検討する場を早急に設けるべきである。

その他、本審議会の審議の過程において、以下のような意見のあったことを付記しておく。

- 一、基礎年金制度の実施に当っては、非被用者グループの管理を厳格に行う等、将来的に見て被用者グループに負担が転嫁されることのないよう、特に留意すべきである。
- 二、恩給は、最終俸給を基礎として算定される等のことから、一部には特に高額となっているものがあり、他の公的年金制度とのバランスを著しく失っている。このような高額恩給のあり方については、公的年金制度改革の方向に即し、速やかに見直しを行うべきである。
- 三、自衛官の若年定年制に係る支給開始年齢の特例を維持することとしているが、将来制度が成熟した段階においては、掛金負担の限界を超えることが予想されるので、適切な相応措置を検討する必要がある。
- 四、今回のような大改正に当っては、改正の趣旨、内容等について組合員及び年金受給者の理解と納得を得ることが必要であり、そのために最大の努力を払うべきである。

なお、郵政省共済組合を代表する委員から、共済年金の算定基礎額を標準報酬方式とすることについては、本俸について相当程度統一性をもっている国共済グループの特性に着目して、いわゆる地共済方式を採用すべきであるとの意見があった。

労働側委員の意見は、次のとおり。

- 一、今回の諮問案は給付水準の大幅引下げを図る一方で、労働者に対する負担は、その限界を超えるものが要求されている。その根元には国の負担軽減だけを図ろうとして策定された意図が明らかである。

国は、労働者に対して、このような多大の犠牲だけを求める制度を考えるのではなく、公的年金制度に対し、国としての責任を明らかにしなければ、到底納得できるものとはならない。労働側委員は審議を通じて、以下に述べるような問題が解決されないことから、諮問案については、反対の立場で意見を表明する。

- 二、共済組合に基礎年金制度を導入することは、国民年金制度に対する財政調整方式であることから、容認しがたい。

また、基礎年金制度は、国民等しく享受できる基本年金として、掛金の対象から外した給付制度とし、その財源については、国庫負担等の措置をもって対応すべきである。

- 三、基礎年金制度を導入することにより、婦人の年金権を確保し、さらには無年金者の解消を図ることが期待されているが、共済組合制度の中においては、その効用は期待できない。

四、掛金ならびに年金算定の基礎を、厚生年金に追従させるため、標準報酬方式を導入することは、本来のわかり易い年金制度のあり方に反し、職種間に新たな矛盾を生み出すばかりでなく、業務の繁雑さも加わる。さらには、国家公務員、地方公務員共済組合という制度間において、基本に関する部分を異なった扱いとすることは、将来に禍根を残すものである。

五、いわゆる公務の特殊性、または職域年金部分といわれるものの位置づけ等について、長い間論議が加えられてきたが、依然として不明確のまま、納得のできる内容とはなっていない。

六、年金の官民格差を解消するための改革であるとしながら、その一方において、共済組合にだけ処分等による厳しい支給制限を温存し、何等改革の方向すら示していないことは、きわめて不合理な扱いであり、早急に対処すべきである。

七、新たに在職老齢年金制度を引き入れ、その代償として減額年金制度を廃止することは、雇用の実態に即していないものである。特に女子労働者等に対する配慮が必要であることからみても、減額制度は継続すべきである。

八、公的年金財政の運営は、民主的な運営を図るとともに、財投資金から切り離した自主運営方式により、財源の確保を図るべきである。

九、年金の受給年齢を、本則において六十五歳に定めているが、雇用の実態を無視して受給年齢を決定することは、暴挙に等しい行為である。雇用の保障と受給年齢は一体のものとするべきである。

十、各制度間における負担面の調整については、全制度が成熟段階を迎えるまでの長期的課題として、対処すべきであって、各制度の成熟度、積立金の保有状況等に格差がある段階においては、短期間に画一的に実施すべきではなく、それらも十分配慮し、急激な負担増をきたさないよう措置すべきである。

十一、特に、民営化に移行したNTT、日本たばこ産業共済組合に対しては、次の措置を講ずるべきである。

ア 共済年金の職域部分といわれるものは、公務等の特殊性に対して設定されるものであることからみて、民間企業に移行した後も公務の特殊性が存続することはあり得ない。したがって、企業年金制度の一環とした、自由設計の方式を認めるべきである。

イ 雇用に対する制度的保障等が公務員と異なった扱いに対して起こって来る問題について、十分な配慮を行うべきである。

ウ 国家公務員等共済組合は四集団に分かれて運営されているが、その中で日本たばこ産業共済組合は最も小さな集団として運営が続けられており、そのために組合員は過重な負担を課せられている実情にあるので、早急にこの問題の解決を図るべきである。